

## 令和 7 年第 8 回浜松市農業委員会総会 会議録

## 1 開催日時及び会場

令和 7 年 8 月 18 日(月) 午後 2 時 30 分～午後 3 時 47 分 浜名区役所 3 階 大会議室

## 2 出席状況 ※委員氏名の数字は議席番号

出席委員 19 名

岡野慶春①、青木俊博③、谷野哲生④、江間栄作⑤、中嶋宗一⑥、足立侑律⑧、袴田博子⑨  
 島英雄⑩、岡本純⑫、山中秀三⑬、安間利和⑭、後藤剛⑮、平野和重⑯、森島倫生⑰  
 鈴木英雄⑱、水崎久司⑲、鈴木緑⑳、鈴木要㉑、高林美智代㉒

欠席委員 4 名

松島好則②、鈴木満彦⑦、内山進吾⑪、森下孝雄⑫、

事務局職員 11 名

木下穰、石田潤司、石川宗明、縣弘之、吉山和志、武田英司、山田直幸、渡邊光二、村井仁美  
 笠原直人、佐々木朝飛

## 3 傍聴者 0 人

## 4 議事内容

## (1) 審議事項

- 第 56 号議案 農地法第 3 条の規定による許可について  
 第 57 号議案 農地法第 4 条の規定による許可について  
 第 58 号議案 農地法第 5 条の規定による許可について  
 第 59 号議案 非農地証明について  
 第 60 号議案 相続税の納税猶予制度の免除手続(適格者証明)に係る特例農地等の利用状況  
 の確認について  
 第 61 号議案 農用地利用集積等促進計画案への意見について

## (2) 報告事項

- 報第 49 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
 報第 50 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について  
 報第 51 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について  
 報第 52 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について  
 報第 53 号 民事執行法による売却に係る農地等の現況報告について  
 報第 54 号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について  
 報第 55 号 農地の地目変更登記に係る報告について

報第 56 号 農業用施設証明について

5 記録方法 全部記録、録音無

6 会議記録

局長 みなさん、こんにちは。  
本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。  
それでは、只今から令和7年第8回浜松市農業委員会総会を開会いたします。  
なお、本日の出席委員数ですが、23名のところ18名と過半数を超えておりますので、本会が成立しますことをご報告申し上げます。  
また、会議中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードに設定するようお願いいたします。  
それでは、後藤会長、ご挨拶に続いて開会宣告をお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。  
本日は、大変暑い日が続いており、お忙しい中8月の農業委員会の総会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。さて、農家というのは世襲制があって、やはり自分の息子、娘に家を継いでもらいたいというのが今までの農業の流れでございました。しかし、農業が儲からない、食べていけないということになると、農業はやらず、大学に行ってサラリーマンになるという流れが今の農家の流れになっているのかなと思います。全国的に見ても20年で農家というものが半減しております。20年前は2,085,000人だったのが、今年、1,076,000人ということで半分になっており、今後ますます拍車がかかってくると感じております。現在、浜松では1万の農家があり全国でもトップクラスであります。浜松では、農ライフを取り入れてさらに農家数を増やしていくということが出来たならば、さらに農家が増えるということで、自慢できる浜松市になると思いますので、農家数をさらに増やす、減らさないということを農業委員さんのお力をいただいて進めていきたいと思っております。また、半農半Xという言葉を目撃したことがあると思いますが、半日農業をやって半日好きな仕事をする、農業だけで生計を立てるわけではなく、楽しみながら農業をやるという楽しみ方も全国的に広がっています。これも浜松市が目指している農ライフの1つになるのかなと思っております。そして、鈴木緑さんが農業年金の担当をやっているということもあり、後ほど説明してもらいますが、今、物価が上がっていることもあって、国民年金だけではかなり厳しいという事もあります。私も農業者年金を受け取っていてありがたいなと思っております。掛け金がすべて経費になるというメリットもありますし、息子も息子の嫁も入っています。浜松市もあと10人加入いただけたら、静岡県の中でもトップクラスになっていけると感じています。詳しいことは後ほど鈴木さんから説明がありますので、農業委員さんのお力をお借りできればと思っています。

局長 それでは、只今から、令和7年第8回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございます。

議長 それではここからの進行は、議長として後藤会長をお願いいたします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。  
(異議なし)

それでは、議席番号8番の足立侑律委員、議席番号9番の袴田博子委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第56号議案「農地法第3条の規定による許可について」

を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

石 田 第 56 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

石 川 今月の申請案件は、地区「笠井」、整理番号 233 番外 38 件でございます。

申請の内訳ですが、所有権の売買に係る案件が 25 件、贈与に係る案件が 7 件、交換に係る案件が 2 件、賃貸借に係る案件が 2 件、使用貸借に係る案件が 3 件でございます。

また、新規の方は 11 件、外国籍の方は 1 件です。説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。  
始めに、中ノ町・笠井地区調査会の松島委員が欠席しておりますので、私から報告申し上げます。調査会で審議した結果、特に問題はありませんでしたと報告を受けています。

続いて、積志地区調査会の青木委員からお願いします。

青 木 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、入野・富塚・和合・神久呂・雄踏地区調査会の谷野委員からお願いします。

谷 野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、湖東・花川地区調査会の江間委員からお願いします。

江 間 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、庄内地区調査会の中嶋委員からお願いします。

中 嶋 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の鈴木 満彦委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。調査会で審議した結果、特に問題はありませんでしたと報告を受けています。

続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願いします。

袴 田 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、新津・可美・江西地区調査会の島委員からお願いします。

島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員が遅れていますので、私からご報告申し上げます。調査会で審議した結果、特に問題はありませんでしたと報告を受けています。

続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。

山 中 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、引佐地区調査会の安間委員からお願いします。

安 間 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の分を私からご報告申し上げます。調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

続いて、浜名・北浜地区調査会の平野委員からお願いします。

平 野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・庵玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 最後に、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。

鈴木英雄 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(意見なし)

それでは採決いたします。

第 56 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」のうち、委員非該当案件につきましても、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 57 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

石 田 第 57 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

石 川 今月の申請案件は、地区「和田」、整理番号 40 番外 6 件でございます。

転用目的別の内訳は、自己用住宅関連が 4 件、農家住宅・農業用施設関連が 1 件、駐車場・資材置場等事業用の建物関連が 2 件でございます。

また、農地区分別の内訳は、農用地区域内農地が 1 件、第 1 種農地が 2 件、第 3 種農地が 4 件でございます。

なお、是正案件は 44 番、45 番、47 番です。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。

始めに、蒲・和田・長上地区調査会の岡野委員からお願いします。

岡 野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、積志地区調査会の青木委員からお願いします。

青 木 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、入野・富塚・和合・神久呂・雄踏地区調査会の谷野委員からお願いします。

谷 野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員が遅れていますので、私からご報告申し上げます。調査会で審議した結果、特に問題はありませんでしたと報告を受けています。

最後に、三ヶ日地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

これより質疑に入ります。

只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。

第 57 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 58 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。  
事務局から、説明をお願いします。

石 田 第 58 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

佐 々 木 今月の申請案件は、地区「長上」、整理番号 504 番外 50 件でございます。

転用目的別の内訳につきましては、農業用施設が 2 件、自己用・共同住宅関連が 28 件、事業用の建物関連が 4 件、駐車場・資材置場等事業用のその他施設への転用が 7 件、太陽光発電が 4 件、一時転用が 6 件でございます。

農地区分別の内訳につきましては、農用地区域内農地 6 件、第 1 種農地が 2 件、第 2 種農地が 10 件、第 3 種農地が 33 件でございます。

なお、是正案件は 505 番、522 番、541 番、547 番です。

また、駐車場・資材置場など建築行為を伴わない申請については、経済産業省による再生エネルギー発電事業計画の認定について問題がないことを確認しております。

それでは、整理番号に○を付した案件について説明いたします。

議案 14 ページ、地区「新津」、整理番号 523 番をお願いします。

の畑 19 筆 3,986 m<sup>2</sup>について、工場を設けたいという申請でございます。

申請者は、に本店を置き、を営む法人です。

現在、加工製品の増産を計画しておりますが、既存の工場が手狭になっていることから、本店に隣接する本申請地に新たに工場 2 棟を増築し、事業拡大を図りたく申請に至ったものでございます。

申請地は、に位置する農地で、現在は保全管理されております。

申請地の農地区分につきましては、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。

本転用事業は、工場 2 棟、緑地、調整池、駐車場を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。

申請地はアスファルト舗装し、周囲には擁壁工及び見切り工を設置する計画であること、雨水排水は、敷地内側溝から地下調整池に流入させ、排水路へ制限放流する計画であることから周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

また、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして議案 16 ページ、地区「三方原」、整理番号 536 番をお願いします。

の畑 2 筆 9,566 m<sup>2</sup>について、多目的運動場を設けたいという申請でございます。

申請者は、に主たる事務所を置き、法人です。

生徒数の増加に伴い、現在ある運動場敷地に新校舎を建築していることから、その代替地として新たに運動場を確保したく申請に至ったものでございます。

申請地は、[REDACTED]に位置する農地です。

申請地の農地区分につきましては、第3種農地に該当すると判断いたしました。

本転用事業は、運動場、駐車場、駐輪場、緑地を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当であると思われます。

申請地の周囲には見切工とフェンスを設置する計画であること、グラウンドには芝生を植え付け、雨水排水は自然浸透を基本とし、余剰分については敷地内側溝から道路側溝へ排水する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

また、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく手続きを経ていること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案17ページ、地区「細江」、整理番号538番、539番をお願いします。本事業は、権利の関係上、申請を2件に分けておりますが、同一事業者による事業計画であるため、併せて説明いたします。

[REDACTED]の畑4筆、田7筆、合計6,837㎡について、太陽光発電施設を設置したいという申請でございます。

申請者は、[REDACTED]に本店を置き、[REDACTED]を営む法人です。近年の電力需要を考慮し、この度、日照条件の良い申請地を取得・賃借し、太陽光発電事業を行いたく、申請に至ったものでございます。

申請地は、[REDACTED]に位置する農地で、現在は保全管理地となっております。

農地区分につきましては、第2種農地に該当すると判断いたしました。

代替地の検討としましては、日照量が確保でき、周辺農地への影響が少なく、

7,000㎡前後の面積が確保できることを条件に検討しており、周辺に営農地が少ない本申請地を選定しております。

本転用事業は、645Wの太陽光パネル1,104枚を設置し、発電能力が712.08kWとなる発電設備を設ける計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。

申請地の周囲には小堤とフェンスを設置する計画であること、雨水排水は自然浸透及び敷地内の集水桝に流入させ隣接する水路に制限放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

また、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく手続きを経ていること、中部電力との接続契約が完了していること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

会 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。  
始めに、蒲・和田・長上地区調査会の岡野委員からお願いします。

岡 野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の松島委員が欠席しておりますので、私から報告申し上げます。調査会で審議した結果、特に問題はありませんでしたと報告を受けています。

青 木 続いて、積志地区調査会の青木委員からお願いします。

議 長 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

谷 野 続いて、入野・富塚・和合・神久呂・雄踏地区調査会の谷野委員からお願いします。

議 長 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

江 間 続いて、湖東・花川地区調査会の江間委員からお願いします。

議 長 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

中 嶋 続いて、庄内地区調査会の中嶋委員からお願いします。

議 長 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

足 立 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。

議 長 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

袴 田 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願いします。

議 長 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

島 続いて、新津・可美・江西地区調査会の島委員からお願いします。

議 長 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

岡 本 続いて、三方原地区調査会の内山委員が遅れていますので、私からご報告申し上げます。調査会で審議した結果、特に問題はありませんでしたと報告を受けています。

議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

山 中 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。

安 間 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、引佐地区調査会の安間委員からお願いします。

平 野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

森 島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

549 番 552 番 553 番について営農型太陽光発電の 3 回目の更新ということで、いろいろ課題がございまして、お伝えすべきことがたくさんあったわけですが、ご都合で聞き取りの場においでいただけないということだったので、我々だけで審議しました。結果として、拒否できる案件ではなかったので受付をして来月聞き取りにお越しいただき我々とディスカッションしてもらおうということになりました。今日の時点で事務局のみなさんとお話をした結果、受付するタイミングを 1 ヶ月ずらしてもよかったので



はないかというご指導を事務局の方々からいただきました。すると、次の更新までの期間が1ヶ月短くなることになりましたが、そういう対応も今後考えていきたいと思いました。

議長 最後に、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。

鈴木英雄 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。

只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(意見なし)

それでは採決いたします。

第58号議案「農地法第5条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第59号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

石田 第59号議案「非農地証明について」でございます。担当から説明いたします。

佐々木 それでは、お手元の議案21ページをご覧ください。

今月の申請案件は、地区「和地」、整理番号33番外1件でございます。

地区「和地」、整理番号33番の申請地は、耕作困難のため昭和60年に植林され、山林利用されているものです。

続きまして、地区「天竜」、整理番号34番の申請地は昭和45年に農業用倉庫と物置が建築され、宅地利用されているものです。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。

第59号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第60号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

石田 第60号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」でございます。担当から説明いたします。

村井 それでは、お手元の議案23ページをご覧ください。

「相続税の納税猶予の特例」の適用を受けるためには、被相続人が死亡の日まで農業を営んでいたこと、また相続人が相続税の申告期限までに相続等により取得した農地等で農業を開始し、その後も継続して農業を行うと認められることが条件となります。これらの条件を満たしていることを農業委員会が証明するものが、適格者証明です。

今月の申請案件は、地区「三方原及び細江」、整理番号3番の1件でございます。

被相続人は、令和7年2月20日に亡くなられた、[ ] さんです。相続人は、[ ]  
[ ] 在住の長男で、農業を営む [ ] さん63歳です。[ ] さんは現在、申請地において農業を営んでおります。

申請地は、[ ]、および [ ] の田畑 16,578 m<sup>2</sup>です。

令和7年6月に本人立ち合いのもと現地調査及び聞き取り調査を実施しました。その結果、みかん・花木・水稻を耕作していること、農地として適正に管理されていることを確認いたしました。また、申請者への聞き取りにより、被相続人が死亡の日まで農業を営んでいたこと、そして申請者自身も今後継続して農業を行う意思があることを確認しました。これらの事実に基づき、相続税納税猶予の適格者証明の交付が適当であると判断いたします。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

青 木 相続開始日はいつですか？日付が確認取れなかったのですが。

村 井 被相続人の方は、令和7年2月20日に亡くなられています。

青 木 相続開始日3月31日でよろしいですか？考え方等教えてほしいです。

笠 原 相続人の証明願いに関しては、相続開始日が令和7年3月31日でお預かりしていますが、一般的には死亡日が正しいのではないかという意見がございましたので、確認し、修正があれば適宜直すようにいたします。

青 木 おそらく死亡日の翌日が相続開始日だと思うのですが、農地法だけ違うこともあるかもしれないので確認をお願いいたします。

議 長 他によろしいでしょうか。それではご意見もないようですので、第60号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第61号議案「農用地利用集積等促進計画案への意見について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

石 田 第61号議案「農用地利用集積等促進計画案への意見について」でございます。担当から説明いたします。

村 井 それでは、別添資料の別冊1をご覧ください。

農用地利用集積等促進計画案でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく貸借は、中間管理機構である県の農業振興公社が農用地利用集積等促進計画を県知事に申請し、認可されることで成立することとなり、農用地利用集積等促進計画の案は市が作成し、農業委員会の意見を聞いて、公社へ提出いたします。

1枚めくって頂きまして、内訳表の5分類別内訳をご覧ください。

今回は、合計158筆、119,518.29 m<sup>2</sup>でございます。

始期は令和7年10月20日となります。

その次の1ページから明細を掲載しております。

新規または更新により新たに、農地所有者から公社が借入れ、公社から耕作者へ貸し付けを行っていくものになります。なお、今月はすでに農地所有者から公社が借入れ、公社から耕作者へ貸し付けを行っている農地について、集約等の目的で耕作者変更を行う再配分の案件はございません。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、各調査会における補足説明等はありませんか。

(意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。

第61号議案「農用地利用集積等促進計画案への意見について」は、特段異議はございませんという回答にすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、報告事項の第49号から第56号までを、事務局から、報告をお願いします。

石田 報告事項につきましては、一覧のとおりでございます。

報告事項については以上でございます。

議長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

それでは、その他として、委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

森島 ・都市計画との関わりについて

水崎 ・都市計画審議会について

鈴木緑 ・農業者年金の加入について

足立 ・砂利採取について

議長 それでは、事務局からその他連絡事項がありましたら、お願いいたします。

局長 ・農業会議情報について

石田 ・令和7年度浜松市農業委員会研修会について

・令和7年度農地利用最適化推進研修会について

今後の会議予定

・令和7年第9回農業委員会総会

日時 令和7年9月16日(火) 午後2時30分から

場所 浜名区役所 3階 大会議室

議長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心な討議ありがとうございました。これをもちまして、第8回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後3時47分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和      年      月      日 (      )

会      長

委      員

委      員